# 引当金会計の対象と方法

熊谷重勝

# はじめに

わが国企業の会計的諸問題が多くの会計学者によって理論的、制度的あるいは実践的な側面から検討ないし議論されてきたなかで、そこに明らかにされた問題点がそのごの会計諸規定の改正に少なからず影響を及ぼしてきた会計として引当金の会計があげられる。このことは、たとえば、企業会計原則が1954年、63年、74年、82年と数回にわたって修正されたさい、その中心に引当金規定の修正がおかれていたことや、『会計』『企業会計』『産業経理』『税経通信』『会計ジャーナル(JICPAジャーナルと改称)』といった会計雑誌の特集や討論会のテーマとしてしばしば引当金問題が取り上げられてきたことなどをみても明らかである。

引当金をめぐるさまざまな問題点についてはこのように数多くの論文が理論的あるいは制度 論的に解明してきているのでここで私があえて論じる必要はないようにおもわれる。しかし, これまでの活発な論議の多くは,引当金に関する規定間の不調和とか理論面における矛盾点に ついて明らかにしてきたものの,引当金という概念がまるで得体の知れないものであるかのよ うに拡大解釈されたり,その諸規定の弾力化が図られたりして,期間損益計算における引当金 の位置づけ,すなわち引当金が期間費用の性質のものであるとか利益留保の有効な手段である と指摘されるばあいの,その費用または留保利益と呼ばれるものが一体いかなる経済事象を指 しているものであるかということについては不問に付したままの議論であったようにおもわれ る。

引当金にかんする解釈のちがいは論者によってかなり多様であるが、それは会計そのものを どうみるかという会計観の問題ともかかわっている。たとえば、引当金の目的ないし本質につ いて論じるばあい、一方には、それを適正な期間損益計算に求めていわば肯定的にとらえる見 解があるのにたいして、他方においては、それを公表会計制度上の会計的利益の操作手段とし ていわば否定的にとらえる見解があるように、その根本には、会計目的観による相違がみられ る。前者の見解としては、たとえば太田哲三氏が、「期間損益計算を適正に計算するためには、 収益に対応させるべき費用がまだ具体的に現実化していなくても、その発生を見積って計上し なければならない」として、引当金を適正な期間損益を計算するための会計として積極的に

<sup>1)</sup>太田哲三・飯野利夫『改訂会計学』千倉書房,1983年,12-5ページ。

位置づけている。また、後者の見解としては、宮上一男教授が「引当金概念の設定は…費用の拡大化、収益の縮小化に作用し、そのことによって公表企業利益の縮小化をもたらすことになるのである<sup>2)</sup> として、前者の考え方を鋭く批判している。

また最近では、引当金の本質をめぐり、それを将来発生費用の当期計上性に求めるか、それとも金額測定上の未確定性に求めるかをめぐって論争が行われている。まず、番場嘉一郎教授が、「引当金は専ら将来発生する費用又は損失を当期に計上する場合の貸方項目として用いることにし、既発生の費用を当期に計上する場合には、その測定に予定、見積の要素がいかに多く入りこんでも、貸方項目を引当金とはしない³)」と主張されたのにたいして、阪本安一教授は、「引当金の計上は必ずしも将来に発生を予定する事象の認識に基づくものとは限るものではなく、それの事象としての発生が既に当期において認識される場合であっても、その金額の測定が見積りによるものであって、金額的には未確定なものである場合にも、これを計上するもの⁴)」であると主張されている。

しかしながら、引当金会計にかぎったことではないが、その処理方法についてさまざまの問題点が指摘されながらも企業によって実践されたり、会計諸規定として制度化されてきたということは、企業にとって、その会計を必要とするなんらかの理由または目的があるからであろう。引当金においても、現代の企業が実践していくうえで、規定上の整備や理論づけを必要とするなんらかの経済的現実ないし会計対象が存在しているとおもわれる50。「そうすると、ここで改めて問題となることは、このような会計目的と会計対象とのどのような出会いにおいて、会計的方法なるものが形成されるのかということである60」。引当金においても現行の会計処理方法が適切なものであるか否かを検討するためには、まず、それがとらえようとする会計対象または会計客体がいかなる経済事象であるかについて解明することが先決的かつ重要な課題であると考えられるのである。

# 1 会計の対象-企業資本の循環運動-

会計は経済諸事象のなにをとらえるのかという会計対象の問題は、引当金会計にかぎらずあらゆる会計問題の特質解明にとってあらかじめ明確にしておかなければならない課題である。 会計がなにをその対象としているのかについて明確にされないかぎり、当然のことであるが、 それを記録計算する方法の妥当性について明らかにすることはできないのである。もちろん、

- 2) 宮上一男『企業会計の基礎』森山書店,1969年,187ページ。
- 3) 番場嘉一郎「企業会計における最近の論点」『税経通信』第38巻第14号,1983年,3ページ。
- 4) 阪本安一「発生主義会計と引当金の概念 | 『税経通信』第39巻第3号,1984年,3ページ。
- 5) たしかに「現在の資本主義的企業のもとにおいては、引当金として処理することを認めざるをえない若干の取引が存在する」ことが考えられる(内川菊義『引当金会計論』森山書店、1981年、9ページ)。
- 6) 馬場克三『会計理論の基本問題』森山書店,1975年,188ページ。

会計の認識,測定の対象からただちに会計の方法が導き出されるものではないし、また「会計的方法が [その] 対象の素朴な反映模写として形成されるもの"」でもない。それは、一定の目的のもとに、その担い手である資本家または経営者によって意識的に行われるものである。しかし、会計は経営者によって意識的あるいは恣意的に行われるものであるにしても、その対象(の論理)から離れて実践されるものでないことも、よくいわれているとおりである。

さて、会計という行為は、いったいなにを把握しようとするものだろうか。会計という人間の対象的活動は、一般に、どのように定義されるだろうか。アメリカ会計学会は、会計についてつぎのとおり定義している。すなわち、「会計を、情報の利用者が事情に精通して判断や意思決定を行なうことができるように、経済的情報を識別し、測定し、伝達するプロセスである、と定義する®」と、会計一般についての説明をしている。また中村忠教授においては、「企業会計は、企業の取引を複式簿記により記録計算し、その結果を報告する手続である®」と簡潔にのべている。ここに見た引用文はいずれも会計の定義について論じることを直接意図したものではないから、そこに書かれている以上のものを読み取ることはできないが、ここではさしあたり会計の対象について中村教授の表現にもとづいて「企業の取引」ととらえておくことにしたい。

それでは「企業の取引」とは、いかなる経済事象を指しているのだろうか。わが国の代表的な会計書をみると、会計学の研究対象とか、会計または財務諸表の役割、多様な会計処理方法とその理論的基礎などについてはくわしく書かれているものの、会計対象ないし会計客体について別個に章または節を設けて「企業の取引」がいかなることがらを指しているものであるかについて明確にのべている著書をさがすのはいささか困難を要する。たとえば、江村稔著『企業会計総論』は序章に、「企業会計においては、企業のいとなむ経済活動について、複式簿記による会計記録の作成が行われる100」と記してあるが、そこにいう「企業のいとなむ経済活動」とないかなる経済事象を指すものであるかということについては説明の先送りされている感がある。

それにたいして、田島四郎著『会計学』は第1章第1節の「3.企業会計の対象」において、「企業会計が対象とする企業の経営活動は、企業資本の循環過程を意味するものであり、それは、…購買、生産、販売の3つの基本的部分からなっている<sup>11)</sup>」とのべており、また山形休司教授も「会計が投下資本の計算的捕捉であるということ…。すなわち、資本の運動とは、もともと利益を追及することであり、資本とは利益獲得を目指した価値の運動体以外の何物でもな

<sup>7)</sup> 同上書, 101ページ。

<sup>8)</sup> アメリカ会計学会, 飯野利夫訳『基礎的会計理論』同文舘, 1969年, 2ページ。

<sup>9)</sup> 中村忠『新訂現代会計学』白桃書房,1982年,5ページ。

<sup>10)</sup> 江村稔『企業会計総論』森山書店,1979年,3ページ。

<sup>11)</sup> 田島四郎『三訂版会計学―理論と実務―』国元書房,1983年,4ページ。

い<sup>12)</sup>」と規定して、会計の対象を、「企業資本の循環過程」または「利益獲得を目指した価値の運動体」に求めている。つまり、会計の対象となる「企業の取引」または「企業のいとなむ活動」とは、より厳密には、企業資本(価値の運動体)の循環運動であることになる。そこで、本稿においても会計の対象を、企業資本の循環運動にすえてみていくことにする。

企業すなわち個別資本は、周知のとおり、資本提供者から資本を調達し、それを有効に運用することにより利潤を獲得して、そのうちの一部を資本提供者に配当することを目的としている。それは、一般に、貨幣(G)の投下によってはじまるが、機械、原料などの生産手段(Pm)や労働力(A)の購買をへて、それらの生産的結合をつうじて商品(W')が生産され、その販売によって貨幣(G')として回収されるという循環運動として営まれている。このことを図式として示すと、下図の資本運動として表すことができる。

$$G-W \left\{ \begin{array}{l} A \\ Pm \end{array} \right. \cdot \cdot \cdot P \cdot \cdot \cdot \cdot W' - G'$$

企業の資本は、貨幣の商品への転化(G-W)、生産内部での価値移動(W…P…W')、商品の貨幣への転化(W'-G')という運動を繰り返すものであるが、それは資本として投下されるかぎり価値増殖すなわち利潤をもたらすものでなければならない。企業の資本は、価値の自己増殖運動体なのである。

会計は、このような企業資本の循環運動を貨幣額で把握することを主な目的としている。企業の経営者は、その経営を円滑に行うために、その活動がいまどういう状況にあるのかについて的確に把握する必要がある。企業の財産はいまどのような状況にあるのか、利益はいまどれくらい獲得されているのかということについて知らなければならない。会計の経営にはたす役割は、企業の規模が小さいうちはそれほどでもないとしても、規模が拡大して、しくみが複雑化していくにつれて重要となっていかざるをえないのである。会計はこのように、資本の循環運動を的確につかむことを主な課題としているが、その方法が有効的手段として構築されていなければ、経営におけるその意義ないし効用はいちじるしく減退することになる。会計的方法がその対象としての資本の運動を把握するのにふさわしいものとして構築されているかどうかということは、会計理論のみならず実践面、制度面においても重要な課題なのである。

# 2 会計学上の費用と収益

#### (1) 企業資本の循環運動と費用・収益概念

引当金会計の特質とそれにかかわる費用概念を明らかにするに先立ち、われわれは、その解明にとって重要な会計対象として、経済学上の資本の循環運動について見てきた。つぎに明らかにしなければならないことは、上述のような経済学からみた資本の循環運動と会計学における費用、収益概念との関連についてである。

<sup>12)</sup> 山形休司『財務諸表論』森山書店、1979年、6ページ。

会計の対象が資本循環運動であるとしても、それがそのまま会計学の費用、収益の解明につながるものではない。会計は企業資本の運動過程を明らかにすることを主な目的としているのであるから、会計学の概念についても、企業資本との関連からとらえることによってその特質が明らかとなる関係にある。しかし、会計学の費用、収益概念が、うえにみた資本の循環過程のどの側面をとらえたものであるのかについてはかならずしも明確にされてはいないとおもわれるから、ここでは会計学上の費用概念について経済学の費用概念を手掛かりに明らかにしてみたい。

経済学の教えるところによれば、資本家からみた費用は、けっして、商品の生産に要した費用すなわち商品価値(生産物価値)と同じではない。商品の費用は、それを生産するさいに要した過去および現在の労働支出から秤量されるのにたいして、資本家における費用は、企業に支出された資本によって秤量される。したがって、個別資本にとっての費用は、生産諸要素すなわち商品の購買から販売にいたるまで資本家が要費した一切の投下資本の価値を意味することになる<sup>18)</sup>。

企業資本にとっての費用とは、投下されたすべての資本価値のことである。企業の投下資本の価値は、商品の生産をつうじて消費され、その販売をつうじて回収される。商品の生産に要した費用は、たんなる価値減少としてではなく、商品を生産するための価値として、商品価値の一部を構成する。したがって、投下資本の消費はたんなる価値消費ではなく生産的消費とならなければならない。しかし、企業においては、実際にはあとでみるとおり、価値生産と結びつかないものについても回収すべき資本とされることになる。

ところで、費用、収益の会計的概念についてわが国の会計書をみると、その分類や項目などについて列挙するにとどまり、それらの概念の定義については積極的に明示していないものが一般的のようにみられる。いわば費用、収益という会計の基礎概念については不問のまま、それらにかんする具体的な問題を論じているといっても過言ではない状況がみられる<sup>14)</sup>。

このようななかで、中村教授は、費用の定義について「"費用"という用語は、会計上いろいるの意味に使われており、明確な定義を下すことはむずかしい」として慎重な態度をとられながらも、「差しあたっては財貨または役務の消費された部分に対する価額をいう、と規定しておく(厳密にいうと、そのほかにまだ消費されないが一定の要件を備えているときは費用と

<sup>13)</sup> 中西寅雄『経営経済学』日本評論社,1931年,307,327ページ。

会計は直接,資本の「価値」を捕捉できるものではなく,価格または原価の概念を媒介にしてのみ それに接近するものでしかないが、以下においては、その本質的把握のために「価値」概念を援用す る。

<sup>14)</sup> 太田哲三·飯野利夫, 前掲書。

山下勝治『会計学一般理論〔決定版〕』千倉書房,1968年。 黒沢清『会計学の基礎(新訂版)』千倉書房,1975年。

して見積もり計上されるものも含まれる (傍点-熊谷)<sup>15)</sup>」とのべている。この「財貨または役務の消費された部分」という表現からは、費用を財貨(機械、原材料など)または役務(労働力)の消費された価額ととらえていることがわかる。つまり、教授は、費用の定義にあたり、財貨または役務の「消費」という側面を重視して、それを費用概念の特質としているのである。

また黒沢清氏も同じような理解のしかたをして、「毎期の実現収益によって負担すべき期間の費用は、収益実現の目的のために、経営活動の全過程において発生した原価の費消額(財貨・たけ、ですが、ですが、ですが、ですが、ですが、ですが、ですが、ですが、ですが、である(傍点一熊谷)16)」とのべている。氏においても、費用を、収益に負担させるべき「財貨または用役の費消額」として、原価の「費消」という側面からの把握がみられる。なお、ここでいう原価とは、財貨または用役の取得に要した支出額のことを意味しており、それは支出額によって評価されて、そのうち生産のために消費されたものについて費用とされるものである。

それにたいして、収益、費用を、投下資本の価値量の側面からとらえる見解がみられる。たとえば飯野利夫著『財務会計論』は、第2章の「第2節 損益計算書および貸借対照表」において」、投下資本に利益を加えて回収される貨幣等が収益とよばれ、またそのために犠牲にされた投下資本が費用とよばれる(傍点一熊谷)<sup>17)</sup>」として、いわば価値量的な側面から収益、費用を説明している。すなわち「投下資本に利益を加え[たもの]」が収益に相当して、その「投下資本」に相当するものが費用であるとされている。また、田島教授は、「企業会計では、資本の循環過程において生ずる資本の増加(具体的には資産の増加となってあらわれる)を直接的に資本の増加として取り扱わず、これを収益の発生として把握する。同様に資本の減少(具体的には資産の減少となってあらわれる)は費用の発生として把握する(傍点一熊谷)<sup>18)</sup>」とのべている。このように、収益、費用を「資本の循環にともなう価値の流れ」の側面から、資本の増減部分としてとらえる価値量的な理解のしかたがみられる。

費用と収益の概念について、さきに示した資本の循環運動の側面からみると、計算構造的には、その起点にある投下資本価値(GまたはW)が費用として、また、その終点にある獲得された商品価値(W')または回収価値(G')が収益としてとらえられていることがわかる。終点にある価値回収額(G')から起点における投下資本(G)を差し引くことによって利潤(g)が計算される。それは、投下資本とその回収の関係から1取引ごとに G'-G=g として計算することが可能であり、それは一般に「口別損益計算」とよばれている。

企業は、投下資本の価値回収によって維持されて、それを越える資本の獲得によって利潤が 獲得されるものであることはいうまでもない。投下資本は、技術的には労働力(A)とさまざ

<sup>15)</sup> 中村, 前掲書, 59ページ。

<sup>16)</sup> 黒沢清, 前掲書, 1975年, 197ページ。

<sup>17)</sup> 飯野利夫『財務会計論〔改訂版〕』同文舘,1983年,2-4ページ。

<sup>18)</sup> 田島, 前掲書, 8ページ。

まな生産手段 (Pm) から構成されることになるが、価値増殖または利潤獲得源泉の観点からは可変資本 (c) と不変資本 (v) とに区別される。しかし、会計学または経営学においては、そのすべてが回収されるべき原価ないし費用 (k=c+v) として一様にとりあつかわれて、それを越えて価値回収ないし収益獲得 (W=k+m) がなされたばあいにのみその余剰額(m) が利潤としてとらえられるのである。これまでは、問題を単純化するために商品生産に限定してみてきたが、現実の企業では、生産手段の購入や商品の販売、財務活動にかかわる費用もまた必要とされるから、それら一切の投下資本が回収すべき費用としてあつかわれることになる。すなわち「投下された資本は、[将来においてであれ、現在においてであれ]それが消耗するかぎり、その原因の如何を問わず、回収されねばならない(p)0 のである。

以上,経済学の概念がそのまま会計学の概念となるものではないにしても,費用,収益という会計的概念が,前述した資本の循環運動と密接な関連を有していることは上述のところから明らかであろう。

# (2) 費用と収益の同質性

ところで、会計学において費用、収益のとらえかたをみると、費用を「資本の減少」、収益を「資本の増加」として、資本の減少、増加をもたらす「損益取引」としてとらえる見解が一般的にみうけられる。

しかしながら、費用、収益は、資本ないし純資産のたんなる減少または増加を意味するものであろうか。費用、収益についても、それらは企業外部との交換取引という視点からとらえられなければならない。費用、収益は、たしかに、企業の内部において発生するものであるが、そのためには、それにさきだって企業外部との交換取引としてあらわれなければならない。費用にかんする仕訳をみると、一般に、(借方) △△費、(貸方) 支払勘定として示されるが、これは、借方における経済価値(労働力、原材料、サービスなど)の流入とともに、貸方における経済価値(現金など)の流出を同時的にあらわすものである。たとえば賃金、給料という費用は、労働者にたいする現金(賃金)の支払と密接にかかわっているが、このばあい、労働力価値の受け入れとそれにたいする現金等価物の支出による、等価量の交換取引として生じているのである。また、収益にかんする仕訳は、(借方) 収入勘定、(貸方) △△益として示されるが、これは、借方における経済価値(現金など)の流入とともに、それにたいする貸方における経済価値(商品、製品、サービスなど)の払出のあったことを示している。このように、費用、収益という「損益取引」は資産の「交換取引」と同様に、一方での価値増加と他方での価値減少という等価交換的取引を前提に複式記入されるものである。

<sup>19)</sup> 馬場克三『減価償却論(新訂増補版)』千倉書房,1951年,15ページ。

<sup>「</sup>費用は企業に要費した価値である。したがって……無償で獲得した生産諸要素の費消は、それが社会経済的にいかなる市場価格を有するとも、企業にとって全く要費しない価値」である(中西寅雄『新刻経営費用論』千倉書房、1973年、36~37ページ)。

ところが会計学においては、損益取引におけるこの側面に目を向けることなく、費用においては貸方の価値流出のみを、収益においては借方の価値流入のみをとらえて、前者を資産(現金)の減少、後者を資産(現金)の増加としてとらえる見解が少なくない。「損益取引」においても、費用はそれにたいする経済価値の流入とともに、収益はそれにたいする経済価値の流出とともに等価量の交換として取引されるものであるが、その二側面が分離せられて、資本価値の減少または増加としてのみとらえる説明となっている。費用、収益のこのような一面的なとらえかたは、会計学のひとつの特質でもある。

また費用、収益についてはさらに、企業内部の面において、それぞれが独立的あるいは対立的に機能するものとしてとらえられていることに着目しておきたい。費用、収益という概念は、さきにみたとおり、投下資本または自己資本(純資産)の面から価値量的に理解されて、費用については投下資本の要回収分として、収益については投下資本を超えた商品価値の獲得、回収としてとらえられている。たとえば、新井清光教授は、「収益とは『増資その他の資本取引以外による純資産の増加原因』を指し、費用とは『減資その他の資本取引(および配当などの利益処分)以外による純資産の減少原因』をいう20)」とのべている。収益、費用について、このように純資産(自己資本)の増加または減少という視点からみる説明のしかたは教授のみならず、ひろくみられる見解である。しかし、収益が純資産を増加させる原因であり、費用が純資産を減少させる原因であるとしても、それらは、それぞれが独立的または対立的に機能して純資産を一方的に増加または減少させるものであろうか。

資本の循環過程にそくして費用、収益の形成過程についてみてみると、それぞれが独立的に形成されるものではないことがわかる。費用は、さきにみたとおり、何も生み出すことのないたんなる価値減少ではなく、一定の収益をもたらすために投下された価値減少すなわち「価値犠牲」のことである。いいかえると、費用は、収益を獲得するために行われる価値犠牲でなければならない。一定の経済価値の増加(収益)と結びつかない十全たる価値費消は、費用ではなくて非生産的な損失として区別されなければならない。他方、収益はもともと、経営「努力」や「犠牲」といった価値費消(費用)があってはじめて獲得されるものである。つまり、費用は、収益を獲得するために行われる価値犠牲であり、それをつうじて収益(利益)が獲得される関係におかれている<sup>21)</sup>。さきに「生産的消費」という表現をしたのもこのことを含意しているからである。

費用の発生による純資産価値の減少は、生産過程における価値の消費をつうじて一定の純資産価値の増加すなわち収益の発生と結びつくものである。収益にはつねにそれに対応する費用の発生があり、費用にはそれに対応する収益の発生がなければならない。現実の企業資本にお

<sup>20)</sup> 新井清光『現代会計学〔第3版〕』中央経済社,1991年,148ページ。

<sup>21) 「</sup>収益は、製造工業の場合を例としていえば、原材料に加工し製品が生産された段階(すなわち製品の製造が完了したとき)においてすでに稼得されたことになる」(黒沢、前掲書196ページ)。

いてかならずこのように機能するものであるか否かはともかく,原理的には以上のとおりに考えられる。とすれば,前掲した「費用とは…『純資産の減少原因』をいう」とするとらえかたは,経済価値として「同質的<sup>22)</sup>」である費用と収益をそれぞれ別個に切り離してとらえる見解といえる。ここにおいては,商品生産のために投下,費消した価値を費用として,また,商品販売によって獲得,回収した価値を収益として,いわば流通主義的にとらえられているのである。このように収益と費用をそれぞれ切り離して対立的に理解するしかたもまた,会計学の特質のひとつとなっている。

ともあれ、以上みてきた費用の理解のしかたは、のちにみる引当金の解明において重要な手掛かりになるとおもわれる。

#### (3) 期間損益計算と費用,収益

引当金会計の方法を明らかにしようとするわれわれは、それにさきだって明確にしておかなければならない会計対象ならびに費用概念の検討に、多少長居しすぎたようである。ほんらいの引当金会計の方法にはいるべきであるが、しばらく会計的費用概念に足をとどめることとしたい。

商品生産に要した投下資本の要回収額が費用として、また、それによって生産された商品価値または売却価格が収益としてとらえられたとしても、それらはさらに会計上、一定の限定を うけることとなる。

企業資本は、利潤の獲得を求める循環運動または再生産活動として展開するのであるが、現実には、それは連続的かつ重複的な循環運動として繰り返されている。今日の会計は、この資本の連続的な循環運動すなわち企業の継続性を前提(会計公準)にして行われている。損益計算においては、企業の清算や解散という事態を考慮することなく、それが半永久的に存続するものであることが前提とされているのである。もちろん、会計が企業の継続性をその前提においているからといって現実の企業にそのような保証が与えられているものではないが、会計が成立するためにはその継続性が前提とされなければならない。そこで、前に掲げた資本運動の図式はその連続的循環運動のもとでつぎのとおり書き替えられることになる。

$$G-W\cdots P\cdots W'-G'$$

$$G-W\cdots P\cdots W'-G'$$

$$G-W\cdots P\cdots W'-G'$$

$$G-W\cdots P\cdots W'-G'$$

継続企業においては、投下資本全体の回収以前に定期的な損益計算をする必要性が生まれる。 たとえば、配当可能利益、課税所得計算などのためにである。資本の回収途上に損益計算をす る必要性のもとで、連続的な資本運動は時間的に区切られて会計期間が設定されることになる。

<sup>22) 「</sup>すべての原価は……収益との本質的な関係において同質的であり、同列である」(ペイトン、W. A. & A. C・リトルトン、中島省吾訳『会社会計基準序説 [改訳版]』 森山書店、1958年、114ページ)。

連続的な資本運動は一定時点で切断されて、その断面図は資本の存在形態を具体的にあらわすものとなる。それを一覧表にしたものが周知の貸借対照表である。その借方には、資本の財政状態すなわち回収された現金ないし現金等価物(G')、完成した商品(W')、仕掛品、半成工事(P)、建物、機械、原料などの生産手段(W)からなる資産が、また貸方には、他人資本(負債)と自己資本からなる資本の調達源泉が示される。資産から負債を差し引くことによって純資産が算定されて、期首と期末のその比較から期間損益が計算される。

継続企業における資本価値の流れは会計上人為的にたとえば一年という期間によって区切られて、損益計算は期間計算となる。損益計算が期間的に限定されることにより、投下資本の回収計算もまた期間的な限定をうけることになる。投下資本ないし原価はこうして各会計期間に費用配分される。投下資本のうち期間的に費消された価値のみが費用とされて、費消されていない価値は資産として次期以降に繰り越される。一定期間に費消された価値のみが費用として、一定期間に獲得された価値のみが収益として位置づけられる。費用、収益の概念は期間的概念となり、費用は期間費用、収益は期間収益となる。

しかし、損益計算が期間計算であることは、それが事後計算を意味するものであることに刮目しておかなければならない。それは、期末時点から当該期間をふりかえって、一定期間の収益総額と一定期間の費用総額とから過去の期間損益が計算されるしくみとなっていることについてである。期間損益計算は、期末時点に行われる事後計算であるから、もしもそこに将来にかかわる事前計算が介入したりすると損益計算が混乱することになることはいうまでもない。

経済学から明らかにされた資本の循環運動、それを基礎に構築される費用、収益の概念は会計上、こうして期間的な限定をうけることにより、一定期間の資本の循環量またはその回転運動を示すものとなる。

#### (4) 発生主義と費用概念の相対性

会計は、資本の運動過程を取引という概念をつうじて日常的に記録し計算するものである。しかし、資本運動のすべてが日常の取引として現象するものであるとはかぎらないから、原価として「測定された対価<sup>23)</sup>」の取引後における変動については、それを把握するための一定の手続が必要となる。企業の「資本の運動は時々刻々進行しており、複式簿記はその勘定体系をもってこの時々刻々の運動を漏らすところなく記録していかねばならぬ<sup>24)</sup>」。日常の取引として現象しない資本運動については会計上、一定の手続によって捕捉されなければならない。それは通常、期末の決算整理をつうじてとらえられる。減価償却費、貸倒見積額、有価証券評価損などの計上が、それである。これらは日常的に取引として現象するものではなく、期末の決算時に、会計担当者の判断のもとで認識、測定されるものである。会計は今日においては、このように期末の決算手続をへて企業の財政状態、経営成績を明らかにするしくみとなっている。

<sup>23)</sup> ペイトン, W. A. & A. C・リトルトン, 前掲訳書, 18ページ。

<sup>24)</sup> 馬場克三・内川菊義『基本簿記概論』春秋社,1960年,24ページ。

今日の会計において費用、収益は、発生主義によって認識、測定されている。発生主義会計は、よくいわれているとおり、期間損益計算の適正化のために現金主義会計に代わって登場したものである。「発生主義会計は収益・費用の発生年度(又は期間)にそれを負担せしめるものであって、そのための現金収支の年度(期間)には負担せしめない会計方式である<sup>25)</sup>」。費用、収益は現金の収支から測定されるが、その認識は、発生の事実にもとづいて行われる。現金の収支はなるほど貨幣と商品の形態転化、すなわち交換取引を直接に反映するものであるが、期間損益計算においては、費用、収益にかかわる経済事象の発生状況におうじて認識されなければならない。「期間収益と期間費用は、当該期間中に、ある経済活動が実際に発生し、また、ある経済事象が実際に存在したことを根拠として計上さるべきである<sup>26)</sup>」。

では、ここにいう「発生」とはいかなる事象を指しているのだろうか。

費用、収益の発生は、経済価値の費消、獲得という機能を指すもの、とされている。費用、収益は、現金の収支によってではなく、その経済価値の費消または獲得の状況にもとづいて認識されなければならない。それらは、用役(労働力)、建物、材料などの価値費消とか、商品価値の獲得(生産)という流動的な価値変動にもとづいてとらえられるのである。

発生主義会計は、したがって、費用、収益の認識にあたり、現金収支の事実によってではなく、生産過程における経済価値の変動にもとづいて捕捉したほうがより適正な期間損益計算をおこなうことができる、あるいはそれへの接近を可能にするものである、というものである。資本の循環運動にてらしてみると、そこには、生産過程における見えざる経済価値の流れ、すなわち商品価値の形成・増殖過程への会計的アプローチが根底に横たわっていることがうかがわれる。発生主義会計によれば資本の生産過程を的確に把握できるというものではないにしろ、それは、現金主義会計の限界を克服して、生産過程における流動的な価値費消事実に接近する会計思考であるといえる。

発生主義会計は、過去の一定期間に回収または補塡すべき投下資本を期間費用ないし損失として、また、それを越えて獲得された資本価値を期間収益ととらえるものである。ところが損益計算が期間的に限定されて、費用、収益が価値費消または価値獲得という発生事実にもとづいて認識されることになると、投下資本価値のどれだけを期間費用として、また回収資本価値のどれだけを期間収益として把握すべきであるかについて確定することが実際には容易でない事態が生じる。なぜなら期間損益計算における中心課題は、すでに明らかなように、回収されるべき投下資本の価値総額ではなく、一定期間の価値費消部分すなわち期間的費用の把握にあるからである。

それでは、適正な期間損益計算上どれだけの経済価値を費用として計算すれば資本の回収すなわち企業維持につながることになるのだろうか。企業の資本はつねに他企業との競争のもと

<sup>25)</sup> 木村和三郎「発生主義会計」,日本会計学会編『財務諸表論』森山書店,1950年,119ページ。

<sup>26)</sup> 江村, 前掲書, 146ページ。

におかれているために、期間的に回収すべき資本価値量もまた他企業との競争上相対的な性格を帯びて、それを絶対的に確定することが事実上困難な状況にあるといっても過言ではない。 ほかの企業の競争力、たとえば生産力の水準が飛躍的に高まったばあい、当該企業は、投下資本を回収しても従来どおりに資本が「維持」されているとはかぎらないのである。企業資本の維持がこのように社会的な不確実性におかれているということは、それに照応する会計概念もまた競争力関係のもとで相対的な性格を帯びざるをえないことを意味する。費用概念は、競争力関係のもとで相対的または「弾力的」な概念へと転化する可能性を含むことになる。

かくして、適正な期間損益計算を標榜する発生主義会計においては、そのための資本回収計算あるいは資本維持計算が競争力関係のもとに相対性を帯びることにより、逆に、適正な期間損益計算からは乖離して、弾力的あるいは恣意的な会計思考へと転化する可能性をもつことになる。期間的限定の困難性と資本維持の不確実性を媒介に、費用概念は弾力的な会計概念へと転化するのである。適正な期間損益計算、そのための適正な期間費用計算という会計構造は、現実には、企業における資本の維持、拡大要請のもとに、投下資本の早期回収または利益の社内留保という財務一般の要請に応えることのできる計算構造として構築されることになる。この弾力性のある費用概念をテコに構築されている会計として引当金会計をみることができるが、それは、はじめから投下資本の早期回収の手段としてではなくて、費用概念の相対性ないし弾力性のもとに一定の理論的な装いをとって構築されなければならない。

# 3 引当金の会計基準

## (1) 発生主義とその概念的拡大

これまで、われわれは、期間損益計算がいかなる経済事実または経済事象をその対象とする会計であるか、そして、その経済事象を会計上期間費用としてとらえるさいの費用は会計学上いかなる概念として構築されているかについてみてきた。それは、引当金の会計対象となる経済事象を期間損益計算上の枠組において的確にとらえるためにはどのような会計方法が適切であるかについて明らかにするための準備的考察であった。

ところで、引当金の会計は簿記上、(借方) △△引当金繰入、(貸方) △△引当金という仕訳として示されるが、そのさい適正な期間損益計算あるいは処分可能利益計算においてとくに大切なことは、(貸方) △△引当金の相手科目にあたる(借方) △△引当金繰入の会計的性格についてである。それは期間損益計算上、借方計上される△△引当金繰入がはたして期間費用としての性質をもつものであるかどうかという問題である。この疑問に適切に応えることができるためには、費用として計上される引当金が、いかなる経済事象、いかなる価値費消をその認識対象としているものであるかということについて明確にしておかなければならない。引当金の会計対象(会計客体)についてである。

わが国の企業会計原則は、引当金についてつぎのとおり規定している。

「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする」と。ここに「その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高い」といわれるばあいの「発生」とは、はたして、期末時点に発生している「特定の費用又は損失」を指しているのだろうか、それとも、将来発生する可能性のある「特定の費用又は損失」を指しているのだろうか。このことについては、旧規定における「将来において特定の費用(又は収益の控除)たる支出が確実に起ると予想され、当該支出の原因となる事実が当期において既に発生しており…」という文言からも明確とはならない。しかしながら、前者における「将来の…費用又は損失」という文言からすれば、引当金が、将来発生する可能性のある費用として規定されているとみることができる。現行の規定がこのように、未発生の「特定の費用又は損失」を指しているものとすれば、ここに発生主義会計上大きな問題が生まれる。

中村教授は、費用概念との関係において「発生主義は、別の言い方をすれば消費主義であり、財貨または役務を消費した時、その消費された部分に対する支出額を費用として認識するのである。/しかし適正な期間損益計算のためには、まだ実際には財貨または役務が消費されていなくても、これを見越して費用または損失を認識しなければならない場合がある。この場合に会計処理上、借方・費用または損失に見合って貸方に出てくる項目が引当金である(傍点一熊谷)<sup>27)</sup>」とのべている。ここにいう、「まだ実際には財貨または役務が消費されていなくても、これを見越して費用または損失を認識しなければならない」といわれていることの意味は、引当金を未発生の費用・損失としてとらえていることにほかならない。

引当金の性格を未発生費用とする考え方は、企業会計原則をはじめ、わが国の会計学者において少なからずみられる見解である。それは、一定の要件をみたすものであれば未発生の特定費用を引当金として計上できるとするものである。しかし、未発生費用を当期費用として見積計上することについては、さきにみた発生主義会計の枠組上どのように位置づけられることになるのだろうか。

企業会計原則の引当金規定においてはうえにみたとおり未発生費用を意味していた。そこにおいては、引当金は未発生費用ではあるが期間費用であるとされていた。しかし、発生主義における発生とはもともと、既発生の価値費消すなわち既発生の費用を指しているはずである。発生という会計概念をいかにいじくりまわそうと、発生概念のもとに未発生の費用を説明できるものではない。この点、江村教授が批判されるとおり、「引当金を設定し計上することは、発生主義の適用として説明することは不可能である。けだし、引当金は、ある期間中に、何らの事実も発生していないにもかかわらず、将来における事実の発生を予測して、その見込額を、当期の費用として計上しようとする考え方によっているからである。発生主義を絶対的な原理

<sup>27)</sup> 中村忠, 前掲書, 119ページ。

とすることによって、引当金を否定することは、理論構成としては、きわめて容易である<sup>28)</sup>」にしても、発生主義会計から未発生費用としての引当金を合理化することに無理がみられることは否定できないのである。

以上、引当金の計上根拠として、発生主義についてみてきた。引当金について説明をするさい会計学上、未発生費用もまた費用の一種であるとする理解のしかたは少なくない。しかし、うえにみたとおり、未発生費用としての引当金の根拠を発生主義にもとめることに論理上問題があるとすれば、ほかの論理に依拠しなければならなくなる。その論拠として費用収益対応の原則が提唱されている。

#### (2) 費用収益対応の原則

引当金の計上根拠を費用収益対応の原則に求める考え方がある。

費用収益対応の原則は,期間損益計算の適正化のために,期間費用を期間収益に,また発生費用を実現収益に対応させる考え方である。この原則によると,費用が対応させられるのは収益であり,収益が費用計上の基準とされている。費用と収益が対応できるのは,前述したとおり,それらが経済的価値として同質的であるからである。収益と費用とが経済的に同質であるからこそ会計上,収益に費用を対応させて前者から後者を差し引き計算することが可能となるのである。会計学上費用,収益の概念がそれぞれ別個に規定されていたものが,費用収益対応の原則のもとに価値的に対応させられるのである。

中村教授は、引当金の根拠として、前掲の発生主義に加えて費用収益対応の原則を掲げている。すなわち、「ある種の引当損は、財貨または役務の消費がまだ行われていないにもかかわらず、適正な期間損益計算のために計上されなければならない。このような費用計上を根拠づける基準は発生主義ではなく、費用収益対応の原則である<sup>29)</sup>」と。ここにのべられていることの意味は、「引当損〔引当金〕は財貨または役務の消費がまだ行われていない〔費用または損失〕」すなわち未発生費用であるから「このような費用計上を根拠づける基準は発生主義ではなく、費用収益対応の原則である」ということである。引当金は未消費ないし未発生の費用であるが、そのうち当期収益に対応するものについては当期費用として計上できるというものである。では、費用収益対応の原則はいかにして引当金の計上根拠となることができるのだろうか。費用収益対応の原則について、教授は、別の箇所でつぎのようにのべている。「費用収益の

認識は発生主義を原則とするが、しかし収益については、計算確実性の見地から発生主義を限定して実現主義をとる。したがって収益は実現主義により、費用は発生主義により把握される。そこで損益計算においては、発生主義により把握された費用の中から、実現された収益に対応する部分を切り取らなければならない。この基準が費用収益対応の原則である80)」と。ここで

<sup>28)</sup> 江村稔「引当金の会計基準」『産業経理』第27巻第10号,59ページ。

<sup>29)</sup> 中村, 前掲書, 71ページ。

<sup>30)</sup> 同上書, 141ページ。

は費用収益対応の原則の説明として,「費用は発生主義により把握される」と明確にのべられている。費用収益対応の原則における費用は,発生主義によって把握された費用すなわち既発生費用のことでなければならない。実現収益に対応すべき費用は既発生費用であり,将来発生する可能性のある未発生費用のことではない。そうであるとすれば,さきに引当金の根拠とされた費用収益対応の原則と,ここにのべられている費用収益対応の原則とは論理上どのように整合することになるのだろうか。

それにたいして飯野教授は、「期間損益を適正に計算するためには、収益に対応させるべき 費用であれば、それがまだ具体的に現実化していなくても、その発生を見積って計上しなけれ ばならない(傍点一熊谷)<sup>31)</sup>」とのべている。教授においても、引当金は、期間損益計算の適正 化のために「まだ具体的に現実化していなくても」「収益に対応させるべき費用であれば…そ の発生を見積って計上しなければならない」として、その根拠を費用収益対応の原則に求めて いる。しかしながら、教授においては、引当金を、未実現ではあるが既発生の費用ととらえら れていて、中村教授の見解とは大きく異なることに注目しなければならない。

#### (3) 費用発生原因主義

引当金の根拠としてはさらに費用発生原因主義が提唱されている。現行の企業会計原則の規 定はこの考え方によるものである。

費用発生原因主義の考え方がいつ頃、どのような会計学者によって主張されたものであるかについてはかならずしも明確にされていないが、黒沢氏は、このことについて、「負債性引当金の定義における第2の要件は、『当該支出の原因となる事実が当期においてすでに存在していること』である。これを負債性引当金に関する当期原因説と名づけておく(傍点一熊谷)<sup>32)</sup>」とのべている。また山下勝治氏も「いうまでもなく、発生基準における費用・収益の『発生』とは、費用・収益を伴う事実ないし原因の発生を意味する<sup>33)</sup>」として、発生概念を「発生の事実」にたいしてだけでなく「原因の発生」にたいしても広げて解釈している。このような「発生」概念の拡大解釈説または費用発生原因主義とよばれる会計思考は、引当金会計を理論的に支持する学者に少なからずみられる見解である。

木村重義教授も、「『引当金』は、或る費用または損失が将来、実現することが予測され、その将来、 実現することの原因、あるいは原因の一部が当期の経営活動あるいは経営の状況に存するばあい、それを当期の損益計算に取上げるというようにして生じた、損益計算書借方記入に照応する貸方項目である」として、引当金を既発生かつ未実現の費用ととらえている(木村重義「引当金についての基本的考察」『企業会計』第16巻第6号、106~7ページ)。

32) 黒沢清『財務諸表論』中央経済社,1976年,142ページ。

引当金の根拠として費用発生原因主義を掲げる会計学者としては, E. シュマーレンバッハがあげられるが,より早くは, E. シュトライトが 1936 年の著書の中で「経済的帰属性の原理」の表現のもとに掲げている(宮上一男『企業会計制度の構造』森山書店,1959年,133~4 ベージ)。

33) 山下, 前掲書, 54ページ。

<sup>31)</sup> 飯野, 前掲書, 9-19ページ。

しかしながら、山桝忠恕・嶌村剛雄教授のいわれるとおり、「ここで問題になるのは、費用の発生事実の内容である。費用の発生が、まさに『発生』であるのは、確定事実としての発生だけでなく、原因事実としての発生をもふくんでいることにある。しかも、このばあいの原因事実の発生には、必然的な原因事実だけでなく、蓋然的な性格の原因事実をもふくまれていることが、注意されねばならない³⁴¹」。嶌村教授は、さらに「費用の発生は、厳密には価値費消事・交免生を意味するが、期間費用の計上原則としての発生主義の原則における発生は、費消原因事実の発生も含めた広義の発生としてとらえなければ、費用計上に関する包括的な基本原則としての役割をはたさないことになる…。つまり引当金の計上も広義の発生主義に含まれることになる…。発生主義の原則が、原因事実の発生を含むだけでなく損失の発生をも含めての計上原則として位置づけられれば、『発生』の内容は企業会計原則の修正をとおして拡大化されてきているとみることができる(傍点一熊谷)³⁵¹」として、引当金の根拠を、「費消原因事象の発生」を含めた発生概念の拡大化のもとに位置づけている。

教授はたしかに、発生概念のなかに未発生費用を含むとは明言していないが、「発生は、費消原因事象の発生も含めた広義の発生としてとらえなければ…」ならないとのべて、引当金を「広義の発生[概念]」のもとに理解することにより未発生費用についても費用計上できるという論理建てがみられる。しかし「広義の発生」という理解のなかに「費消原因事象」が含まれていることについては注意しなければならない。なぜなら、このような、未発生費用を当期費用として計上する根拠を「支出の原因となる事実」の当期存在にもとめる費用発生原因主義の考え方にはかなり無理があるようにおもわれるからである。費用発生の必然的および蓋然的な「原因事実」を実際に特定することは、どのようにして可能となるのだろうか。「原因事実」の発生にその根拠をもとめたばあい、「原因」の特定化には実際上困難が予想され、それは、あらゆる費用ならびに損失についての計上を認めて、なにが費用で、なにが利益であるかという会計的概念はもとより、損益計算の体系そのものを混乱させてしまうものとなりかねないからである。

今日の会計理論は、引当金の計上根拠として発生主義、費用収益対応の原則の考え方に求めることに成功していないために結局、費用発生原因主義の考え方を持ち出さざるをえなかったものとおもわれる。しかしながら、「発生」概念についていわれるとおり、発生事実にたいしてだけではなく発生原因事実という考え方を含むものとすれば、この会計思考は収益についてもあてはまるものとしなければならない。すなわち、会計理論上費用発生原因主義を認めるのであれば、それと同時に収益発生原因主義という会計思考についても組み込むべきであろう。さもなければ、会計理論としての一貫性あるいは整合性を保持することが困難となる。

引当金の計上根拠として費用収益対応の原則または費用発生原因主義に求める理論構成から

<sup>34)</sup> 山桝忠恕, 嶌村剛雄『体系財務諸表論『理論編』[改訂版]』税務経理協会, 1975年, 183ページ。

<sup>35)</sup> 嶌村剛雄『会計制度史料訳解』白桃書房,1985年,36~37ページ。

は、それらが、発生主義を基礎とする今日の近代会計理論の体系のなかでどのように整合性をもつことができるのか疑問が残される。かりに、それらに理論的整合性をみることができるとしても、引当金という費用の会計対象と、それに対応する収益の会計対象とが、いかなるかたちで対応し、あるいは関連するのかについて明らかにされなければならない。この問題は、引当金会計の特質の解明にとって看過しえない課題である。

引当金会計は、実際には、その理論的根拠を費用収益対応の原則ないし費用発生原因主義に求めて「理論化」または制度化されて、企業の一部で広く実践されている状況が少なからずみられる。では、企業はなぜ、このような理論的不整合の問題を抱えながら、あるいはそれを無視してまでも、すでに発生した費用のみならず、将来発生する特定費用について当期計上する引当金会計を実践するのだろうか。引当金の根拠を会計理論に見いだすことができないとすれば、それは実践的な理由に求めるほかないのかもしれない。そのためか黒沢氏は、「引当金は合理的商人の判断の産物である」、「〔引当金は〕公正な会計慣行であるがゆえに、税法や商法も、ついにこれを認めなければならなかった」にもかかわらず「引当金の会計上の本質を、会計慣行から解釈するかわりに、法律の条文から解釈しようとする逆だちしたいくつかの議論が横行〔している〕。と不満を表明して、引当金の会計的本質の解明を会計理論にもとめてはいないのである。なるほど、氏にみられるように、引当金会計の本質を会計理論から説明することなく、それを「合理的商人」の「公正な会計慣行」によるものとすることにより、会計理論の整合性ないし体系性は保持されることになるかもしれないが、このような理解のしかたは、引当金にかんするかぎり理論的解明の回避または放棄であるといわざるをえない。

それでは、引当金会計は会計理論からまったく乖離するものであろうか。この問題については、つぎに、会計学の費用概念との関連からさしあたりおもな引当金(特別修繕引当金、退職結与引当金、貸倒引当金)に限定して検討してみることにしたい。

# 4 引当金会計の理論的根拠とその背離

#### (1) 事前計算の事後計算への混入

うえにみたとおり、企業においては、引当金の計上を必要とする何らかの理由があるとして も、その実践的理由を会計理論から説明することには理論的な困難が生まれる。しかし企業と しては、前述した費用概念の不確定性または弾力性をテコにして、一方では「自主的な〔引当 金〕経理」を実践するとともに、他方ではそれに向けた一定の理論づけを行わなければならない。以下において、この問題について具体的にみていくことになるが、その検討にさいしては、 引当金という会計がいかなる特殊な経済事象をその対象としているのか、また、それを引当金 すなわち特定の期間費用として計上するためにはいかなる会計方法が理論上もっともよく適合

<sup>36)</sup> 黒沢, 前掲『財務諸表論』141, 143~4ページ。

するものであるかということを視座にすえてみていくとしたい。

特別修繕引当金について検討してみよう。

特別修繕引当金は、熔鉱炉や船舶などの巨大設備について保安上、数年ごとに大修繕するばあい、そのための費用を、修繕が実施された年度にではなく、実施以前の各期間に費用配分する会計である。その仕訳は(借方)特別修繕引当金繰入、(貸方)特別修繕引当金となる。問題は、借方に特別修繕引当金繰入という費用を、また貸方には特別修繕引当金という会計的負債を計上することが期間損益計算上適正な方法といえるかどうかということにある。すなわち、特別修繕引当金は、いわれるように、大修繕費を、修繕が実施された年度の費用としてではなく、実施を必要とするにいたるまでの各期間の費用として計上するのが妥当であるか否かという問題である。それは結局、特別修繕引当金の会計がいかなる経済事象をとらえようとするものであるかということにかかわっている。

このことについて発生主義の見地からみてみると、大修繕費の「発生」とは、修繕を必要とするにいたるまでの機械設備などの価値費消の事実を指すものではなく、修繕を実施するために提供された用役(労働力)とそれに関連する原材料などの価値費消事実、いいかえると大修繕という労働行為そのものを意味していると考えられる。また、それを費用収益対応の原則の見地からみてみると、大修繕費に対応すべき収益は、修繕の実施以前にではなく、大修繕行為そのものによって形成、獲得されるものであると考えられる。大修繕労働によって獲得される収益は、修繕の実施以前にはけっして形成されるものではない。だとすれば大修繕費の会計は、その費用を、大修繕以前の期間にいわば前配分するのではなく、大修繕以後の期間に後配分することが合理的な方法であると考えられてくる。したがって、大修繕をめぐる費用と収益の対応関係を的確に把握するためには、それを、引当金として見越計上することによってではなく、修繕以降の各会計期間に繰延計上することが理論的に妥当な会計処理方法であると考えられる370。

それにたいして、大修繕費を修繕実施以前の各期間に費用配分しようとする現行の引当金会計は、明らかに、未発生の費用を既発生の費用として計上するものである。特別修繕引当金の会計は、未発生費用を既発生費用として計上することによって、期間損益計算という事後計算のなかに未発生費用という事前計算を混入させるものである。それは、次期以降の費用として計上すべきものを引当金という名のもとに当期費用として見越計上するものであるから、それだけ当期に計上すべき利益が次期以降に繰り延べられて、ここに会計上当期利益の次期利益への期間的移動、そして当期利益の社内留保という財務的効果が生まれる。

## (2) 未発生費用と未実現費用

今日の損益計算は期間計算であるから、費用の発生とそれにたいする現金支出とのあいだに

<sup>37)</sup> 高寺貞男『会計政策と簿記の展開』ミネルヴァ書房,1971年,第17章。

は会計上時間的なズレの生まれることがある。期間損益計算上、費用の発生前に現金支出が行われたり、逆に、費用が発生していても現金支出はまだ行われていないことが起こりうる。そこで発生主義の見地から、未支出ないし未実現の費用を引当金として計上することが求められてくる。

退職給与引当金は、労働者にたいする退職金の費用を、支出年度の費用としてではなく、退職にいたるまでの勤務期間の費用として前もって配分するものである。退職金の支払においては、労働力商品の長期的価値費消と、それにたいする現金支出とが10年、20年と時間的に大きくズレることが一般的である。しかし、退職金費用の発生は、退職金の現金支出と長期的労働力(役務)の提供すなわち労働行為に密接にかかわっている。労働者は退職にいたるまでの長期間、労働力を支出して、それによって労働力の価値費消が行われることになるが、退職金という費用は会計上、その支出年度にではなく、それまでの勤務期間の費用として期間配分することが適切とされている。しかし、退職金の金額および支出時期は、労働力の各消費年度に確定できるものではないために、未払退職金としてではなく退職給与引当金として計上される。退職給与引当金はこうして発生主義にもとづいて、労働力価値の消費事実におうじて見積計算される引当金としてとりあつかわれることになる。

労働力という商品は、企業に売られたものではあるが、労働者の身体から分離して存在するものではない。労働力の価値は、労働という行為によって消費されるものであるにしても、その価値費消はそれ以外の企業資産と同じようにあつかえるものではない。労働力商品は企業において消費されるが、その所有権は売却後においても企業にではなく、労働者の身体と不可分にある。退職給与引当金にかんする問題の難しさは、ここにあるようにおもわれる。しかも、当期費用として計上すべき退職給与引当金はどれくらいが適正であるかの判断は実際には容易でなく、このばあいも退職給与引当金繰入と退職給与引当金取崩とのあいだに通常、金額的な差異が生まれる。前者の過大計上分は費用の過大計上分、すなわち利益の社内留保部分であることはいうまでもない。

# (3) 費用と損失の概念的混乱

企業会計原則は引当金の計上要件として「将来の特定の費用又は損失であって,その発生が当期以前の事象に起因し,発生の可能性が高く,かつ,その金額を合理的に見積もることができる場合」を掲げている。しかし,事後計算ないし過去計算である期間損益計算において「将来の特定の…損失」を「合理的に見積もる」ことはいかにして行われうるのだろうか。その設定の広く認められてきた将来の特定損失として貸倒引当金があげられる。

 から区別して、別個に貸倒準備金科目をもって設けるべきであると考える<sup>89</sup>」とのべている。 つまり、氏のいう貸倒引当金は、貸倒れないし「取立不能に近い事実が発生」しているものに たいしてであり、「将来の貸倒危険に備え」るものにたいしては「貸倒準備金」として区別す べきであるという考え方である。

それにたいして沼田嘉穂氏においては、貸倒引当金について「掛売の収益を計上するとともに、その費用についてもまた現在発生したものであると、将来発生するものであるとを問わず、これを計上することが正しい<sup>89)</sup>」として、現在発生の貸倒のみならず、将来発生のものについても計上を認めようとする考え方をとっている。だとすれば、貸倒引当金としては、未発生の貸倒と未実現の貸倒のいずれをその対象とすべきであろうか。

貸倒引当金という「特定の損失」を見積計上する個別資本的理由はどこにあるのだろうか、また、その会計的根拠はどこに求められるだろうか。取引先のなかにはたしかに期末時点においてそれにたいする売掛債権が貸倒れ(回収不能)となっているばあいがある。取引先が商品の生産や販売予測あるいは運転資金ぐりなどに失敗して債務不履行に陥ったりすると、それにたいする「売掛金の現在高の内には、期末において知ることのできない損失の危険を有するものが存在している40)」ことがある。貸倒損失は、しかし、企業の内部事情のもとに発生する損失ではなく、企業外部の取引先との関係から発生する損失である。外部の事情によって発生する可能性の貸倒損失を原価主義のもとに的確にとらえることはできるものでないが、企業としてはすでに損失を被っている可能性が存在するから、それを一定の方法で見積計上することがもとめられる。不良債権を抱える企業としては、貸倒の実現以前にあらかじめ費用(損失)として計上しておくほうがより適正な期間損益計算となることができる、とされている。しかし、さきにみたように将来の貸倒損失にたいする引当金は、純資産価値がまだ減少していないものにたいする見積額または予想額であるから、それがいかに正確であるとしてもこれを費用として計上することは、発生主義の原則に反することになる。

また貸倒損失は、損失の一部であって、費用のように収益獲得とは結びつかず純資産価値を一方的に減少させるものであるが、それはいつ発生するかわからないものであるという意味からすれば偶発損失ということができる。現行の企業会計原則・注解18は、偶発損失についてつぎのとおり規定している。すなわち「発生の可能性の低い偶発事象に係わる費用又は損失については、引当金を計上することはできない」と。引当金の計上要件としては「発生の可能性」が掲げられているが、ここにみられる「発生の可能性の低い偶発事象に係わる費用又は損失については、引当金を計上することはできない」という表現からは、逆に、発生の可能性の高い偶発事象については引当金を計上できると読み取ることができよう。企業会計原則においては、偶発事象については引当金を計上できると読み取ることができよう。企業会計原則においては、

<sup>38)</sup> 山下, 前掲書, 113ページ。

<sup>39)</sup> 沼田嘉穂『簿記論攻』中央経済社,1961年,242ページ。

<sup>40)</sup> E.シュマーレンバッハ, 土岐政蔵訳『12版・動的貸借対照表論』森山書店, 1959年, 174ページ。

発生の可能性の高い偶発事象であれば、将来の費用および損失にたいしても引当金を計上する ことができるとされているのである。

では、発生の可能性の高い偶発事象ないし偶発損失とはいかなる特殊な経済事象を指しているのだろうか。そもそも偶発損失とはいかなるものを意味しているだろうか。『広辞苑』は「偶発」について、「偶然に発生すること。思いがけず起こること」と簡単にのべているが、この「思いがけず起こる」可能性の高い損失とはどのような事象を指しているのだろうか。偶発損失は、それがいつ、いかなるかたちで発生するか分からないものである。いつ、いかなるかたちで発生するか分からないものについて、その発生の可能性を「合理的に見積もる」ことは、どのようにして可能となるのだろうか。

引当金会計といわれるもののなかには、たしかにその対象の論理から計上の認められるものが存在していることが考えられるが、現行の企業会計原則のように偶発損失引当金の計上を容認すると、あらゆる将来損失にたいする引当金の計上を認めることにつながりかねないのである。偶発損失引当金の計上は会計上、費用と損失の区別はもとより、費用(損失)と利益の境界線を曖昧にして、会計的概念の混乱をもたらすものとなることが予想される。これは、引当金概念の拡大または混乱というよりは、費用概念の弾力性にその原因があるとおもわれる。

### おわりに

これまでわれわれは、引当金会計が、その対象である企業資本の循環運動をどのようにとらえようとするものであるか、それは実際には、資本価値の現実の流れからどのように乖離したものとして構築されているものであるかについて、会計の対象とその方法との関連からみてきた。それは、引当金会計の特質を正しく理解するにさいしては、それがとらえようする特定の対象はいかなる経済事象であるか、また、その特殊なる経済事象を的確にとらえるためにはいかなる特定の方法が適切であるかについて解明する重要性についてであった。引当金会計においては、上述したとおり、未来の費用を過去の費用とするところに根本的問題がみられた。その原因は、引当金概念というよりは費用概念あるいは対象把握の方法にあった。

引当金会計の問題については、それがとらえようとする対象がいかなる経済事象であるかという視角からとらえなおすことによって、特定の期間費用としての、あるいは留保利益としての性質が明らかとなり、したがって現行規定上の引当金項目のうちのどれが引当金として、またどれが積立金、未払費用あるいは繰延資産として処理されるべきかという分類上の問題も明確になるとおもわれる。期間損益計算のより適正化のために引当金を設定するのであれば、会計上期間費用としてとらえることのできるものについてのみ引当金として計上すべきであろう。したがって、発生主義会計の枠組において引当金を計上するためには、それを未実現かつ既発生の費用に限定することが合理的であると考えられる。ただし、このばあいも特定の費用または損失がはたしてどれくらい発生しているのかという「合理的」見積の問題はその性質上、残

らざるをえない<sup>41)</sup>。引当金の見積にさいしては、費用概念の相対性または弾力性のもとで、経営者(資本家)の判断の介入する可能性を否定することはできないのである。

引当金の会計基準は時代とともに変化しうるものであるとしても、将来発生する可能性のある未発生費用や偶発的損失にたいして引当金の設定を認めようとする現行の企業会計原則ならびにそれを「理論的」に支持する見解や主張は、会計対象とその方法との関連からみるかぎり、会計の主要任務すなわち期間損益計算の適正化に応えるためのものとしてではなく、その課題についてはむしろはじめから放棄して、企業本来の競争関係から強制される資本の維持・拡大の一般的要請によく応えるために、経営者(資本家)の判断の介入可能性のある特殊な会計方法として制度化または理論化されてきたものであるとおもわれる。

<sup>41) 「</sup>引当金設定の対象となった経済活動もしくは経済事実の発生が確実でないとすれば、引当金相当額を費用として見越計上することは、費用の過大計上となり、したがって、利益の過小表示となるであろう」(江村稔「期間費用の確定と引当金」『会計』第80巻第3号、24ページ)。